

## 第44回 クリーンセンター滋賀環境監視委員会 書面会議概要

1 日時 令和3年8月27日（金） （書類送付：8月24日付 書類郵送）

2 開催場所 書面会議

3 出席者（各委員あて送付）

○環境監視委員

学識経験者：金谷委員長

住民代表：中島（茂）委員、中島（常）委員、東 委員、立花委員、  
渡邊委員、中島（仁）委員

事業者：深川委員、住田委員

滋賀県：奥田委員

甲賀市：澤田委員、廣岡委員、福井委員

公社：武村委員

○事務局：公益財団法人滋賀県環境事業公社

（ 小松副理事長、木村所長、小西副所長、新井次長、木村参事  
久村副主幹、山本主査 ）

4 議事概要

【意見と公社の回答】

注）以下、記号 ◇ は委員の意見等、記号 ⇒ は事務局公社からの回答

### ◎議題1 クリーンセンター滋賀の搬入実績について

（資料1）

◇ この施設は、どれだけの量を埋め立てとして計画されているのか。資料—1で年度ごとの搬入量は記載いただいているが、あとどれだけ搬入が可能か。

⇒ クリーンセンター滋賀では、許可をいただいている廃棄物の埋め立て容量 130 万 m<sup>3</sup>（廃棄物 90 万 m<sup>3</sup>、覆土 40 万 m<sup>3</sup>）が計画埋め立て量となります。令和3年3月末時点の埋め立て量は、約93万1千 m<sup>3</sup>になりましたので、残容量は約37万 m<sup>3</sup>（廃棄物および覆土）となります。

◇ 今年度に中期計画を立てるのに合わせ残り期間の搬入量を確保するような説明であったかと思うがどのようになっているのか。

⇒ 現在の搬入量については、平成30年から令和元年の4期工事の期間は搬入制限を行いました。令和2年度はその制限をなくし、搬入を予定していただいていた事業者等に説明するなどして、順調に受け入れ量が戻ってきたところです。

（令和元年：4.2万トン、令和2年：5.7万トン）

最終処分場の最終形状は、許可容量以内になるので、現在の搬入量程度が継続され

ることにより、覆土も含めて、概ね埋め立てを終了する見込みです。

◇ 埋め立て後の植栽について、地主の方の意見の意向も確認が必要と説明されていたが、現在どのあたりまで話し合いが進んでいるのか。樹種が育つ土壌となっているのか。

⇒ 現在、埋立終了とその後の整地作業、植樹などについて、業者への委託も行いながら検討を進めているところです。一定の整理ができましたら、地主の方とも調整することとなります。

植樹につきましては、現在、公社において、現地での試験植樹を始めており、結果をみて対応していくこととしています。

## ◎議題2 水質調査結果について

(資料2, 2-1)

◇ 資料2-1 説明用資料P-4 河川水について

「環境基準値以下であり…特に問題ない状況である。」という評価があるが、もともと開発は環境の「非悪化」が求められる。

一度、開発されるまでの河川の水質結果と現在の水質を対比する(例えば、グラフ)ことで、評価されてはいかがか。

⇒ 委員ご指摘のように、開発において「非悪化」が望まれるところですが、少なからず悪化するものが含まれます。そのため、滋賀県条例で規定された環境影響評価の制度による滋賀県環境影響審査会(滋賀県設置)において、各分野の専門委員の皆様にご審議いただいています。その制度では、現況を調べたうえで、事業による環境への影響をあらかじめ予測し、影響を少なくするためにどのように対処するかなどの方針等を取りまとめます。それらを事業者として「評価書」を作成し、委員会で審議いただいたうえで確定となります。事業実施にあたっては、その評価内容に基づいて各分野での対応を進めてきております。現在は、供用中においても環境への影響を評価するために「事後調査」に位置付けて供用中の調査を毎年調査として継続しております。それらの結果は、制度の中でも公表(縦覧)しつつ、当委員会へもお示ししているところです。

今般、委員のご指摘を踏まえ、別添の「資料2(回答)」のとおり、事業着手(開発)以前との比較をお示しいたしましたのでご確認ください。

わずかに数値が上昇した項目もありますが、総じて事業前と同等のレベルにあると考えております。

◇ 資料2-1 説明用資料P3 資料2 P-6~7

M-2におけるひ素が基準値より継続して超過している様ですが、自然由来と考えられるとのことですが、その通りと理解してよろしいのでしょうか。

⇒ M-2は、処分場の下流にあたる地下水を確認しています。この地点で、ひ素が変

動はあるものの環境基準を超過する状況があります。

一方で、M-1（処分場の上流）、M-3（処分場のシートを流れてくる地下水処）については、ひ素は検出されていません。

また、M-2の電気伝導度に関しては、処分場への浸透水が地下水に混入すると影響を与え数値が高くなることから、これを監視していますが、電気伝導度の数値も特に増加することなく低レベルで推移していることから、処分場の影響はないものと言えます。（シートの漏水検知システムでも異常は認められません）。

加えて、滋賀県内では、様々な地点で自然由来とされる「ひ素」が環境基準を超えて検出されていますが、それらの検出状況も踏まえて、M-2の水質の数値の変動や、数値のレベルも類似していることから、現状では自然由来のものであると考えており、検出される値の変化を注視しております。

◇ 資料2 P-11~16

河川水（St-4）（St-5）（St-9）（St-12）の大腸菌群数の数値が大きく増えておりますが、どうしてですか。

⇒ 大腸菌群数については、気温、水温の高い時期に高くなる傾向があります。特に、大腸菌群の増殖には、河川では水量の影響なども受けるため、大幅に増減することがあります。

県内の一般の河川と同様であり、例えば、野洲川については、令和元年度で以下のとおり報告されています。

	環境基準の達成状況（達成回数／調査回数）	（最小値）	（最大値）
野洲川中流（横田橋：湖南市地先）	5／12	170	11000
野洲川下流（服部大橋：守山市地先）	6／12	13	22000

（いずれも、A類型）

なお、他の県内河川では、適用される類型が様々ですが、達成回数については（0／12～8／12）

という状況であり、調査結果の数値範囲についても特に異常ではないと考えています。

◎議題3 硫化水素自主測定結果について

◇ 資料3 P3 資料3-1 硫化水素測定結果について

2-4が7／21現在、倍近くの数値となっておりますが、どうしてですか。

⇒ 硫化水素ガスは、通常、管理型処分場で発生するガスとして監視項目となっております。身近なところでは、生活排水が流れるなどしてドブ化している水路（嫌気性の状況）で匂うことのある、いわゆるドブ臭に硫化水素が含まれることがあります。

通常、処分場に埋め立てられた廃棄物（有機物、無機物）の中には、硫黄分を含むものが少なからずあり、嫌気性の状況下で、硫酸還元菌という常在菌が硫化水素を発生させます。また、菌の活動については、有機物の存在やpH、水分、温度など、

様々な条件の影響を受けて活動の強弱（ガス発生）が変化することとなります。

ご指摘の2-4では、令和2年5月から8月上旬には、10000ppmのレベルで推移し、その後6000ppmのレベルで推移しておりました。数値の上昇原因については、特定できない状況ですが、傾向や変化について注視して管理しており、令和3年8月30日の速報結果では、4400ppmとなりました。今後とも注意して監視してまいります。

## ◎報告事項

### <報告事項-1>放射線の自主測定結果について

—質疑、意見はなし—

### <報告事項-2>環境影響評価事後調査結果について

#### ◇ 表4について

「調査結果」「本業務での評価」を読むと、今回、確認されたのはイモリを含め5種類ではないか。

また、ニホンヒキガエル、ニホンアカガエルの確認できなかった年度は、どの程度あるか。経年の確認状況が欲しい。

⇒ 令和2年度の調査においては、タゴガエルなど4種が確認でき、イモリについては、確認できませんでした。（調査結果の欄）

一方で、調査日が限られているなどにより、生物調査においては対象の生物が発見に至らないこともあります。翌年度や数年後に確認されることがあります。そのため、評価書との比較検討においては、過年度の確認状況なども踏まえて、総合的に評価をしています。（評価書との比較検討の欄）

⇒ ニホンヒキガエルとニホンアカガエルの確認状況について

ニホンヒキガエルは、H21、H28、H29に確認されており、ニホンアカガエルはH23までは確認されていましたが、それ以降は確認されていません。

◇ 移植先の池、5地点は、長年の間に水が干上がるなど池の機能が低下しているのではないか。

また、事後調査の後、「移植先の池～整備を行う」と記載されてきたが、どのような保全措置を行ってきたか。

⇒ 移植先の池については、自然のまま放置しておく、一般的には陸地化が進行することから、定期的に維持管理を行っています。具体的には池の周囲の堤の補修・改修や堆積土砂の除去により水深を維持するとともに、導水路の確保により水量の安定化を図っています。

### ＜報告事項－３＞特許の申請状況について

◇ 硫化水素ガス脱硫装置に係る特許の申請状況について、これまでの会議の意見を受けて特許申請の進捗状況が報告されわかりやすくなっている。

⇒ 引き続き、手続きを継続することとしています。

### ＜報告事項－４＞遮水シートの損傷について

◇ 当委員会への報告が、早々に無いことはシステム上問題と考えます。再考をお願いしたい。

⇒ このような概要の事案については、委員会において報告すべき事項であると認識しております。本来、前回の第４３回委員会で報告させていただくところ、今回での報告となり申し訳ございません。今後は、時機を逸することのないように注意いたします。

### ＜処分場の視察について＞

◇ 委員としても、現地を見て確認することが必要である。

⇒ 今回の委員会では、現地確認も含めた集合形式の委員会としての開催を想定しておりましたが、コロナ禍の中の対応として、やむなく実現に至りませんでした。

次回（令和３年度末）に予定する委員会においては、集合形式での委員会を見込んでおり、現地をご確認いただく予定です。それまでの間において、現地視察をご希望される場合は、個別対応とさせていただきますので、事務局までお申し付けください。

### ＜その他＞

◇ この委員会の設置要綱では、公害の発生を未然防止するとなっておりますが、近年の雨の降り方も、これまでとは異なり短時間で大量に降ったり、長時間にわたり降ったり、降水量も増加傾向にあり、全国各地で土砂災害等も発生している。供用期間中および維持期間中における土砂災害等への対策・対応はどのようになっているか。

⇒ 近年、線状降水帯による短時間での集中豪雨などが、全国各地で報告されるようになっていきます。これに備えて、浸出水の処理については、 $350\text{ m}^3/\text{日}$ の処理量を増強して、 $500\text{ m}^3/\text{日}$ とする設備の増設を行い、令和２年に完成しております。

現時点では、その後に著しい豪雨には遭遇しておりませんが、増設部分の使用にも至ることなく、処理を行っています。

土砂災害防止の面から、供用期間中は、日々の埋立作業において、転圧、覆土等を行いながら異常がないよう管理しているところです。

埋め立てを終了したのちは、覆土等により最終形状に仕上げていきますが、埋立中、埋立終了後ともに安全勾配による形状の確保、表面排水の適切な排除などにより、防災面に配慮した工事を進めております。

また、埋立終了後の維持管理期間中においても、災害の視点を含めて維持管理を行うこととなります。